

3. 第10回NPT再検討会議最終文書案



2022年8月にニューヨーク国連本部で開催された第10回核不拡散条約(NPT)再検討会議は、全会一致合意まであと一步のところであったが、ロシア一国の反対を受け、最終文書の採択には至らなかった。テーマ別の委員会での議論を経てまとめられた最終文書案には、核兵器の非人道性について2010年合意を超える言及がなされるなど前進も見られた。しかしその作成過程では、「先行不使用」に関する言及など、非核兵器国の求めるより踏み込んだ内容の核軍縮関連の文言が、次々と削除・変更され、「弱まって」いった。

❖2020年NPT再検討会議 最終文書に関する議長の作業文書(抜粋)❖

2022年8月26日

第6条及び前文第8節から第12節

102、103。(略)

104. 会議は、今日において核兵器使用の脅威が冷戦のピーク時以降で最も高

まっております。国際的な安全保障環境の悪化に深い懸念を表明する。

105. また会議は、二国間及び一国での核軍備削減が成果を上げてきた一方で、核兵器国の配備核兵器及び備蓄核兵器の推定数が依然として数千発に上り、数百発が高い警戒態勢にあることに懸念を表明した。

106. 会議は、すべての締約国が条約第6条の完全かつ効果的な履行の義務並びにその重要性について再確認したことに留意する。

107. 会議は、核兵器国が、条約第6条の下ですべての締約国が誓約している核軍縮に繋がる核兵器の完全廃棄を達成するとの明確な約束を再確認したことに留意する。

108. 会議は、すべての締約国が「核不拡散及び核軍縮のための原則と目標」と題する1995年再検討・延長会議決定の第3項及び第4項(c)に含まれた誓約を完全かつ効果的に履行することの重要性を再確認する。本会議は、2000年再検討会議の最終文書において全会一致採択された核軍縮の達成のため実際の措置、並びに2010年再検討会議で採択された結論及び今後の行動に向けた勧告が引き続き有効であることを再確認する。

109. 会議は、1995年再検討・延長会議における条約無期限延長が、核兵器国による核兵器の無期限保有を意味するものでないことを認識する。

110. 会議は、すべての核兵器国による核軍縮に繋がる重要措置が国際の安定、平和、安全を促進し、2010年再検討会議で採択された結論及び今後の行動に向けた勧告の行動5に合致した形で、すべてにとって減じず、増大する安全の原則に基づくべきであることを想起する。

111. 会議は、厳格かつ効果的な国際管理下での全面完全軍縮に関する条約について誠実に交渉を追求するという条約第6条の締約国の義務を想起する。

112. 会議は不可逆性、検証可能性、透明性という相互に強化する原則に対する締約国の誓約を再確認し、核兵器国が第6条の義務と条約に基づく関連した核軍縮誓約の履行においてこれらの原則を適用することの重要性を強調する。

113. 会議は、グローバルな核備蓄の大幅削減を含め、条約が供する枠組みの中で軍縮への前進が示されてきたことを想起する。その一方で、本会議は、2015年再検討会議以降、核兵器国によるグローバルな備蓄の一層の削減や軍縮の誓約の履行において目に見える進展がないことに深い懸念を表明する。

114. 会議は、核兵器国が、条約下の核軍縮義務を履行し、また、前述の第108節で概説した、関連する核軍縮の誓約を完全に履行するために、緊急かつ具体的な措置を講じる必要性を再確認する。

115. 会議は、核兵器の完全廃棄を達成すると核兵器国による明確な約束、並びに2010年再検討会議で採択された結論及び次なる行動に向けた勧告の行動5に合致する形で、核軍縮の実現に向けた一国、二国間、地域及び多国間の措置を含む、配備及び非配備で、場所を問わない、あらゆる種類の核兵器を削減し、究極的には廃絶すべくさらなる努力を講じるという核兵器国の誓約を再確認する。

116. 会議は、核兵器国が、2010年再検討会議で採択された結論及び次なる行

動に向けた勧告の行動5を迅速かつ持続的に履行することの緊急性を再確認する。それには、全面的な核軍縮プロセスの不可欠の一部として、場所を問わず、すべての種類の核兵器のグローバルな備蓄の全体的削減に向けて速やかに動くこと、さらには、あらゆる軍事及び安全保障の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割や重要性を一層低減し、究極的には排除し、よって国際の安定と平和と、全てにとって減じず、増大する安全の促進が含まれる。

117. 会議は、核兵器のない世界に近づくためには、グローバルな核備蓄の減少傾向を維持することが不可欠であることを強調する。

118. 会議は、すべての締約国が条約の義務及び関連する誓約についての定期報告を行う重要性を認識する。会議は、標準的な報告書式に関する核兵器国の合意を想起する。(略)

119、120 (略)

121. 会議は、2022年1月3日の「核戦争の防止と軍拡競争の回避に関する5核兵器国首脳共同声明」に留意し、核兵器国がそこに盛り込まれた誓約の履行のための具体的行動を追求すべきであることを強調する。

122. 会議は、ロシアと米国との間の二国間軍備管理合意の維持及び継続的な実施の重要性を再確認する。本会議は、「戦略攻撃兵器の更なる削減及び制限のためのアメリカ合衆国とロシア連邦との間の条約(新START条約)」の2026年2月4日までの延長を歓迎する。

123. (略)

124. 会議は、意図的あるいは偶発的な核爆発を含め、核兵器の使用がもたらす壊滅的な人道上の結末に対する深い懸念を繰り返し表明する。会議は、すべての国がいかなる時も国際人道法及び国連憲章を含む適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認する。

125. 会議は、核兵器の使用及び実験の影響を受けた人々と地域社会に対する援助、並びに核兵器の使用及び実験後の環境修復について前回の再検討サイクルで関心が高まったことを歓迎し、締約国に対し、核の被害に対処すべくこれらの取り組みに関与することを求める。

126. (略)

127. 会議は、核兵器禁止条約が2017年7月7日に採択されたことを認識する。同条約は、2017年9月20日に国連事務総長により署名開放され、2021年1月22日に発効し、2022年6月21日から23日にかけて第1回締約国会議が開催された。

128. 会議は、国連憲章に反する形でいかなる国の領土保全又は政治的独立に対する武力による威嚇又は使用、あるいは国連の目的に合致しない行動に懸念を表明する。

129~142 (略)

143. 会議は、核兵器の完全廃棄が、核兵器の使用又は使用の威嚇に対する唯一の絶対的保証であることを再確認する。会議はまた、消極的安全保証の強化が不拡散体制の信頼醸成、核軍縮の前進、さらには安全保障環境全体の向上に貢献することを認識する。この文脈において、会議は、各核兵器国による、条

約締約国である非核兵器国に供与する核兵器の使用及び使用の威嚇に対する条件付きまたは無条件の安全保証に関する一方的声明に留意した国連安保理決議984（1995）、並びに非核兵器地帯条約の関連議定書を想起し、条約に基づく無条件及び条件付きの安全保証がこのような地帯で実現されていることを認識する。（略）

144. 会議は、1994年のウクライナによるNPT加入の際の安全保証に関する覚書に基づく誓約を含め、すべての核兵器国が、一方的あるいは多国間の形で、条約締約国である非核兵器国に供与する消極的安全保証に関するすべての既存の義務及び誓約を完全に遵守する重要性を再確認する。（略）

出典：国連文書 NPT/CONF.2020/WP.77